

福崎町辻川観光交流センター キッチンカー等出店利用規約

本規約は、㈱PAGE（以下「運営者」という。）が運営する福崎町辻川観光交流センター（以下「当センター」という。）の管理区域において出店等の営業活動を行う事業者（以下「出店者」という。）にご利用いただくにあたり、その条件を定めるものです。本規約に同意し、かつ運営者の利用承認を受けた方に限り、センター区域内で出店できるものとし、出店にあたっては、本規約に定める事項を遵守していただきます。

1. 申込み資格

出店申込みできるのは、下記の要件を何れも満たす方とします。

- (1) 個人又は法人その他団体であること
- (2) 暴力団、暴力団員等、その他反社会的勢力でないこと
- (3) 店舗責任者を配置することができること
- (4) その他、運営者が出店に相応しいと認めた者

2. 利用許可区域

出店利用できる区域は下記のとおりとします。

- (1) 福崎町辻川観光交流センター駐車場のうち運営者が承認・指定したスペース
- (2) 出店スペースは事前に運営者と協議すること

3. 出店できる業態の制限

運営者が承認する商品・サービスのみ取り扱えます。法律に違反するものや、公序良俗に反するもの、また当センターの趣旨・方向性に沿わないと判断されるものにつきましてはお断りさせて頂く場合がございます。お申込み前に運営者にご相談ください。

4. 利用料金、および条件等

- (1) 利用期間は1日単位とします。
- (2) 利用料金は1店舗(キッチンカー1台あたり) 1日¥3,000円(税込)とします。
- (3) 利用時間は、荷物の搬入・搬出を含め、9時～18時までとします。
- (4) 出店に必要な備品、什器類等は、出店者にてご準備いただきます。
- (5) ご利用に際し発生したごみは、出店者がすべてお持ち帰りください。
- (6) 出店者は、利用開始までに、利用料金をセンター窓口にてお支払いください。
- (7) 安全・運営管理の必要上、所轄官庁の許可が必要な場合は、保健所や警察署等へ許可を受けてください。

5. 出店の申込み

出店を希望する者は、出店希望日の1週間前までに、下記書類を当センター事務所宛にお送りください。

- (1) 出店利用申請書
- (2) 運転免許証や会社概要など身分を確認できるもの
- (3) その他、運営者が必要と認める書類

6. 出店の決定

運営者は、出店希望者の申請書等を厳正に審査のうえ、出店の認否を決定し、その旨を通知します。

7. 天災等による利用の終了

- (1) 運営者は、天災地変、不慮の事故、災害など不可抗力により当センターの利用が不可能になった場合、利用を中止するものとします。
- (2) 運営者は、前項により出店者が被った損害について一切の責めを負いません。
- (3) 運営者は、上記1号により出店の継続が困難と判断し終日出店出来なかった場合、利用料金について出店者協議の上、決定いたします。

8. 利用終了時の原状回復

出店者は、運営者から承認された利用期間の終了時間までに、利用したスペースを原状回復しなければなりません。

9. 禁止事項

出店者は下記に掲げる禁止事項を行ってはなりません。許可の取り消しや出店を中止していただく場合があります。

- (1) 運営者、当センター利用者に危険又は迷惑を及ぼす行為
- (2) 運営者が承認した目的外で出店すること、提出書類に虚偽記載があった場合
- (3) 政治的、思想的、宗教的活動に関する営業活動を行うこと
- (4) 利用許可区域の全部又は一部を第三者に利用させ、若しくは出店に係る権利を譲渡又は担保に供すること
- (5) 運営者の許可なく、造作、模様替えを行うこと
- (6) 反社会的勢力と思われる団体等の使用があるとき
- (7) 騒音や大声を発する、周囲に臭気を発生させるなど迷惑を及ぼす行為
- (8) 公の秩序、風俗を害するおそれがあるとき
- (9) その他、当センターの運営に支障を及ぼす行為を行うこと

10. その他

- (1) 利用中に発生した盗難や破損等の損失は、運営者は一切の責任を負いません
- (2) 利用期間中（準備・撤去含む）事故等により第三者に損害を与えた時は、出店者に一切の責任を負っていただきます。
- (3) 利用の取り消し、または催物中止で生じた損害に対して、運営者は一切の責任を追いません。
- (4) 利用申し込みの取り消しによって発生した既納付済みの利用料は全額返金します。ただし、開店後の取り消しはその限りではありません。
- (5) 建物・器具・備品等の破損・汚損・紛失等、または事故を起こした場合は、これらの損害の弁償を出店者に負担していただきます。